

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前							
別表第4（第123条関係） 行政財産の使用料				別表第4（第123条関係） 行政財産の使用料							
区分	使用の種類	単位	使用料 (単位 円)	区分	使用の種類	単位	使用料 (単位 円)				
土地	(略)	(略)		土地	(略)	(略)					
	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他 <u>こ</u> <u>れら</u> に 類する もの				外径が 0.15メー トル未満 のもの			110	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他 <u>こ</u> <u>れ</u> に類 するも の	外径が 0.15メー トル未満 のもの	98
					外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの			140		外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	130
					外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの			290		外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの	260
					外径が 0.4メー トル以上 1メート ル未満の もの			720		外径が 0.4メー トル以上 1メート ル未満の もの	650
					外径が1 メートル 以上のも の			1,400		外径が1 メートル 以上のも の	1,300
					その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）			(略)	2,400	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)
(略)				(略)							
備考 (略)				備考 (略)							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。